

最高裁判所 契約監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成20年7月11日(金) 最高裁判所中会議室
委員	委員長 野澤正充(立教大学大学院法務研究科教授) 委員 相川信一(元会社役員) 委員 深山雅也(弁護士)
審議対象期間	平成19年10月1日～平成20年3月31日
契約の現状等の説明	1 平成19年度下半期における契約の状況 2 随意契約の見直しの状況
個別審議案件 (3件)	契約件名:平成19年度裁判員制度広報用映画の制作 契約金額:70,875,315円 契約締結日:平成19年11月29日 契約方式:随意契約(企画競争) 契約庁:最高裁判所
	契約件名:コンピュータ機器等一式の購入 契約金額:1,071,000,000円 契約締結日:平成19年10月29日 契約方式:随意契約(不落随契) 契約庁:最高裁判所
	契約件名:文書管理システムの改修 契約金額:29,190,000円 契約締結日:平成19年12月21日 契約方式:随意契約(性質随契) 契約庁:最高裁判所
次回抽出委員の指定	相川委員を次回委員会における審議案件抽出委員に指定
委員からの意見・質問, それに対する回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし

(別紙)

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>1 随意契約の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none">・ 随意契約の見直しに向けた具体的な方策等は何か考えているのか。 <p>・ 裁判所における随意契約の比率は、府省全体の数字と比較しても決して少ないものではない。まず競争入札を実施してみ、結果として1者入札であった場合には、その結果の中身を精査するという方法を選択したほうがよいのではないか。</p> <p>2 個別審議案件</p> <p>(1)平成19年度裁判員制度広報用映画の制作</p> <ul style="list-style-type: none">・ 裁判員制度企画評価等検討会においては、各業者から提案された企画は具体的にどのように評価されるのか。 <p>(2)コンピュータ機器等一式の購入</p> <ul style="list-style-type: none">・ そもそも2者しか入札参加がなく、しかも入札の過程において1者が辞退しているが、その理由としてはどのようなことが考えられるか。	<ul style="list-style-type: none">・ 随意契約の件数縮小のために、これまで随意契約を締結してきたものを、今後は競争化していくこと自体は可能である。要は、随意契約によらざるを得ないという理由を説明するのか、競争化して1者入札という結果が出た後に、その正当性を説明するのかということであるが、昨今の御時世では後者を目指したほうがよいのではないかと考えている。・ 御指摘の点も考慮の上、検討していきたい。 <p>・ 各社から企画書が提出されると、その後実施されるプレゼンテーションの結果も加味した上で、検討会の各委員があらかじめ定められた評価項目及び評価基準に従った採点を行い、外部有識者の平均点と最高裁委員の平均点の合計点が刑事局長に答申されることになる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 仕様が前年度とほぼ同様であったために、前年度の落札実績を知っている業者が、この金額では当社は無理と判断し辞退したという事情もあるのではないかと思う。

・調達台数が多すぎて対応できないという業者もあったのではないか。たとえば地域別に2, 3回に分けて調達することは考えられないのか。

(3)文書管理システムの改修

・契約業者があらかじめ決まっている性質随契の場合、契約金額が適正かどうかはどのように判断しているのか。

・スケールメリットを考えると、やはり一括して調達するしかないと思われる。

・システム改修案件における予定価格の積算は、改修作業の工数を積算し、これに各技術者の単価を乗じる方法によることが通常である。技術者単価については、刊行物である積算資料があるが、工数は事案によって大きく変わるため、過去の同種事例や複数の見積りなどの比較検討対象がない場合、専門的知識がなければその妥当性を判断することは困難である。そこで、本件のような場合、契約予定業者に見積書を提出させ、その見積工数が適正であるかどうかについて、当庁情報政策課のCIO補佐官の助言を求め、その意見を反映させて算出した工数に、積算資料記載の技術者単価を乗じる方法により予定価格を積算している。